診療報酬に関する掲示事項

医療法人
吉武泌尿器科医院
Yoshitake Urological Clinic

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、以下の取り組みを行っております。
① 当院では、診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報(他院での診療情報を含む)を、 患者様のご同意のもと活用しております。
② マイナ保険証の利用を推進するなど、 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
③ 診療費の明細書を無償でお渡ししております。
④ 電子処方箋を発行する体制については、現在調整中です。
⑤ 当院は電子カルテ情報共有サービスに参加しており、患者様の診療情報を安全に連携しております。

地域包括診療加算

① 健康相談及び予防接種に係る相談に応じます。
② 敷地内禁煙を実施しています。 敷地内での喫煙はご遠慮ください。
③ 介護専門職員及び相談支援専門医からの相談に適切に対応することが可能です。
④ 介護保険制度の利用等に関する相談に応じています。 (主治医意見書の作成)
⑤ 当院は在宅医療の提供、 また患者様からの問い合わせには24時間対応します。
⑥ 患者様の状態に応じて、 28 日以上の長期投薬を行うことまたはリフィル処方箋を発行することが可能です。

夜間早朝加算

厚生労働省の規定により、当院では土曜日の12時以降に来院した場合、 診察料に加算させていただきます。

機能強化加算・ 時間外対応体制加算

当院ではかかりつけ医として以下の取り組みを行っております。
① 他の医療機関の受診状況や処方内容を踏まえたお薬の管理を行います。
② 必要に応じて専門医または専門医療機関をご紹介します。
③ 健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に応じます。
④ 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
⑤ 患者様からのお問合せには24時間対応しております。

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、 後発医薬品のあるお薬については、商品名ではなく一般名(有効成分の名称) で処方を行っております。
ご理解とご協力をお願いいたします。

長期収載品の選定療養について

後発医薬品 (ジェネリック医薬品)があるお薬で、 先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費として自己負担が発生します。
先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の自己負担がかかります。
詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

外来・在宅ベースアップ評可料

当院では、 2026年3月1日より外来・在宅ベースアップ評価料を算定いたします。
外来・在宅ベースアップ評価料とは、医療に従事する職員(看護師・医療事務等)の待遇改善を進め、安定的な医療提供を継続することを目的として、 国が設けた仕組みです。
ご負担額について、本評価料の算定に伴い、 保険診療の自己負担分がわずかに増える場合があります。 会計時の明細書等に「ベースアップ評価料」 等の項目で記載されます。本評価料による収入は、制度の趣旨に沿って、職員の賃金改善・人材確保に充て、診療体制の維持・向上につなげてまいります。
ご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

以上

吉武泌尿器科医院　院長